平成２５年（フ）第７８７号
仙台市青葉区八幡６丁目12番15号　フォレスト佐重Ａ棟101
債務者　増原　知行
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８６３号
広島市安佐南区西原８丁目37番17号
債務者　杉野　了一
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多132番地、前住所福岡県飯塚市堀池315番地８
債務者　福原　政利
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　明輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第８号
岩手県一関市花泉町花泉字天神前25番地10
債務者　佐々木道夫
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊本　賢吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第１６１号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根136番地４　リゾルート茅ヶ崎102号
債務者　小松　　功
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
東京都品川区大井６丁目10番６号、前住所大津市螢谷１―59　レイクサイドハウス103号
債務者　末廣　　厚
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８２号
大阪府堺市堺区錦綾町１丁２番23号　ゴールドクレスト302、住民票上の住所高知市山手町28番地１
債務者　宮地　杉太
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川竹　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２号
鹿児島県曽於市末吉町岩崎4845番地２、前住所広島市西区中広町１丁目９番５―402号
債務者　徳増憲太郎
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬童　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第５０２号
愛知県岡崎市舞木町字天神越81番地３
債務者　加藤由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　真典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
大阪市浪速区戎本町１丁目４番18号　えびす大黒２Ａ号
債務者　西田　謙至
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増山　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６号
大阪市港区築港１丁目９番１―202号
債務者　荒牧　　茂
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６号
大阪府和泉市室堂町324―11、住民票上の住所大阪市福島区野田２丁目８番15号
債務者　早川　明伸
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　星知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２号
名古屋市中区松原２丁目２番17号　竹広マンション401号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目21番17号　つばめ栄ビル804号
債務者　横江　貴夫
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口斗志也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７９号
北海道石狩郡当別町太美町26番地76
債務者　菅野　正敏
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田嶋真悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
北海道石狩郡当別町太美町26番地76
債務者　菅野　圭子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田嶋真悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２号
新潟県長岡市新保３丁目13番４号、前住所新潟県長岡市山田２丁目２番７号
債務者　堀　　一男
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
新潟県長岡市新保３丁目13番４号、前住所新潟県長岡市山田２丁目２番７号
債務者　堀　　均
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係